

大学院修士段階における「授業料後払い制度」

「授業料後払い制度」とは、大学院修士段階(修士課程・博士前期課程・専門職学位課程)の在学生在が、在学中は授業料を納付せず、修了後の所得に応じて後払いをする制度です。

授業料後払い制度では、授業料相当額の支援である「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学金」の2つの支援を無利子で受けることができます。

授業料相当額の「授業料支援金」は、日本学生支援機構から大学へ振り込まれ、「生活費奨学金」は学生本人の口座に振り込まれます。

対象学種

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程

※正規生のみ

対象者

以下のすべてを満たす者（ただし、外国人留学生は対象外）

- ①令和6年度以降に大学院修士相当(修士課程、博士前期課程、専門職学位課程)に進学した者
- ②本人の希望に基づき、大学を通じて申請を行った者
- ③日本学生支援機構修士相当を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ④過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

申請方法及び申請時期

日本学生支援機構貸与奨学金の在学採用申請時に申請可能

(大学院入学前の者は大学院予約採用申請時に申請可能)

※ただし、4月入学の者は春の在学採用時、10月入学の者は秋の在学採用時

※詳細は各募集時期にキャンパススクエア掲示板でお知らせします。

後払いとできる授業料の額

・年額535,800円を上限として大学が請求する授業料(予定)

制度の概要

「授業料後払い制度」は、「授業料支援金」 + 「生活費奨学金」の無利子の貸与奨学金の扱いとなります。

- ・「授業料支援金」については、授業料相当額が学生を介さず、国から直接大学に振り込まれます。
- ・「生活費奨学金」については、月額2万円又は4万円(選択)の貸与を受けることができ、貸与額に加算され学生に振り込まれます。(振込額は保証料を差し引いた金額)
- ・「機関保証」の加入が必須のため、保証料が発生します。
- ・返還方式は「所得連動方式」となり、大学院修了後の所得や扶養する子供に数に応じて返還する月額が変動します。※返還する総額は変わりません。

〈注意事項〉

- ・授業料後払い制度を利用する者は、決定まで授業料を支払わないでください。
- ・授業料後払い制度は、第一種奨学金(無利子)との併用はできません。第二種奨学金(有利子)は併用可能です。
- ・「機関保証」の加入が必須なため、大学院修了後に「授業支援金」+「生活費奨学金」+「保証料」の返還が必要となります。
- ・返還方式は、「所得連動方式」のみです。「定額返還方式」は選択できません。
- ・年度途中で、「授業料後払い制度」から第一種奨学金(逆も)に変更することはできません。
- ・第一種奨学金の予約採用候補者で「授業料後払い制度」を利用する者は、予約採用を辞退する必要があります。
- ・第一種奨学金と同様に、毎年の適格認定及び業績優秀者の判定を行う。
- ・大学独自の授業料免除で免除された金額は貸与額から減額されます。